議 事 録

会議の名称	令和5年第10回本庄市農業委員会総会						
開催日時	今和5年10月25日(水)午後2時から 午後3時まで						
開催場所	本庄市役所 大会議室						
出・欠席者	別紙のとおり						
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1)第54号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2)第55号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年) (3)第56号議案 農用地利用集積計画の決定について(期間) (4)第57号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (5)第58号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6)第59号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について (7)報告第52号 農地法第3条の3の規定による届出について (8)報告第53号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (9)報告第54号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (10)報告第55号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会						
配付資料	1 令和5年第10回本庄市農業委員会総会議事日程2 令和5年第10回本庄市農業委員会総会議案3 (別冊)本庄農業振興地域整備計画の変更について						
その他特記事項							
主管課	農業委員会事務局						

	会 議 の 経 過								
発言者	発 言 内 容								
事務局長	それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきま								
	す。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。								
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。								
細野会長	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいだたき誠にありがとうございま								
代理	す。それでは、ただ今から令和5年第10回本庄市農業委員会総会を開会いたし								
	ます。よろしくお願いいたします。								
事務局長	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたしま								
	す。								
田端会長	(田端会長、あいさつ)								
事務局長	本日の会議でございますが、出席の農業委員数が農業委員会等に関する法律								
	第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しており								
	ますことをご報告いたします。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規								
	定により、田端会長にお願いいたします。								
議長	それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、								
	田島敏包委員、鈴木良美委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高								
	群局長補佐を書記に指名します。								
	次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採								
	決に入ります。まず、第54号議案「農地法第3条の規定による許可申請につい								
	て」を上程します。								
	上程議案のうち、はじめに、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定								
	により議事参与の制限に該当する整理番号5を除く、整理番号1から整理番号								
	4までについて審議します。事務局より説明を求めます。								
事務局長	第54号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。								
	第54号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案につきま								
	しては、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を								
	求めるものでございます。本日提出、会長。								
	申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買に								
	よる所有権移転5件となります。								
	農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2								
	項の規定により、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件								
	となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可で								
	きないこととなっております。								
	引き続き、議事参与の制限に該当する案件を除く整理番号1から整理番号4								

までをご説明いたします。はじめに、整理番号1でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原委員でございます。 次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申

次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、岡芹委員でございます。

次に、整理番号3でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福田委員でございます。

次に、整理番号4でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。

整理番号1から整理番号4までの申請地位置図は、3ページから6ページまでとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

上程議案の整理番号1から整理番号4までについて、地区担当委員からの報告を求めます。始めに、整理番号1について、塩原廣一委員の報告を求めます。

塩原廣一 委員

整理番号1について、5番、塩原より報告させていただきます。10月19日午後1時30分頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人への聴き取りを行いました。

申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は本庄警察署沼和田駐在所の北東に位置しております。

申請事由は売買です。申請地には、ねぎを作付け予定です。受人の年齢は49歳、本人の農業従事日数は240日です。農業従事者数は本人と夫の計2名でございます。農機具はトラクター1台、耕うん機1台、軽トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。

申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。

議長

整理番号2について、岡芹委員の報告を求めます。

岡芹委員

9番、岡芹より報告させていただきます。10月20日午前9時30分頃から、門倉推進委員、荒井推進委員と現地確認を行いました。また、同日午前11

時から市役所会議室において事務局と受人へのヒアリングを実施いたしました。

申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。 申請地は児玉郡市広域消防本部から東へ約50メートルの場所です。

恐れ入ります、議案書2ページにお戻りください。申請事由は売買です。受人と渡人の関係は、受人の長男が新築を建てるときに、約300㎡の土地を譲渡していただいた関係にあり、所有者より高齢のため耕作ができなくなったため、残りの農地を耕作していただきたい旨の申し出があったものです。

受人の年齢は54歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具は、トラクター2台、耕うん機1台、管理機1台、貨物車2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、自宅近くの資材置場に保管しています。経営力についての生産性は適当であると思われます。申請地には、露地野菜の作付けを予定しています。なお、受人所有農地の状況は、事務局から上里町へ照会し、自作地の田畑約10,800平方メートルすべての農地が保全管理されているとの報告がありました。従って、申請地は今後適正に管理されていくと思われます。

周辺農地への支障の恐れもないことから、所有権移転にあたっては何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。

議長

整理番号3について、福田委員の報告を求めます。

福田委員

整理番号3について、7番、福田より報告させていただきます。10月20日午後1時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人への聴き取りを行いました。

申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は新井自治会館の西、約250メートルに位置しております。

申請事由は売買です。受人の年齢は32歳、本人の農業従事日数は240日です。農業従事者数は本人と妻、常時雇用者8名の計10名でございます。

主な作付品目は、いちごです。農機具はトラクター2台、軽トラック2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。

申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。

議長

整理番号4について、鳥澤委員の報告を求めます。

鳥澤委員

整理番号4について、14番、鳥澤より報告させていただきます。10月20 日午後1時30分頃、鈴木幹雄推進委員と現地確認及び受人への聴き取りを行いました。

申請地の概要につきましては、議案書6ページ3-4の地図をご覧ください。 申請地は御霊稲荷神社の南約350メートルに位置しております。

申請事由は売買です。申請地は受人の耕作地に隣接しており、一体利用するこ とで農作業が効率的に行えることから、本申請に至ったとのことです。 受人の年齢は88歳、本人の農業従事日数は200日です。農業従事者数は本 人と妻の計2名でございます。 農機具はトラクター1台、田植機1台、乾燥機1台、管理機1台、軽トラック 1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。 申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされてお りました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。 以上、報告いたします。 本案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございま 議長 せんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、許可すること に、賛成の農業委員の挙手を求めます。 (举手総員) 挙手総員と認め、本案は許可とします。 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する整理番号5を審議します。つ いては、木村委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局より説明を求めます。 事務局長 議事参与の制限に該当する整理番号5をご説明いたしますので、2ページを お願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町 金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営 状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。 申請地位置図は、7ページとなります。申請につきまして、受人の経営農地の 現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たし ているものと考えます。以上でございます。 整理番号5について、私が議事進行のため、私に代わり倉野内推進委員からの 議長 報告を求めます。 田端会長に代わりまして、倉野内より整理番号5について報告させていただ 倉野内推進 委員 きます。10月23日午前9時30分頃、田端会長と現地確認を行いました。 申請地の概要につきましては、議案書7ページ3-5の地図をご覧ください。 申請地は第三金屋公会堂の北西約350メートルに位置しております。 申請事由は売買です。受人の年齢は50歳、本人の農業従事日数は150日で す。農業従事者数は本人と両親の計3名でございます。

受人は現在、父の所有する農地の一部を一緒に耕作していますが、今後は自身でも農地を取得し耕作を行いたいとの考えから本申請に至ったとのことです。

農機具は、家族が所有する、トラクター4台、田植機1台、耕うん機2台、乾燥機1台、管理機3台、コンバイン1台を共有して使用しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。

申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。 以上、報告いたします。

議長

それでは、本案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質 疑ございませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、許可すること に、賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手総員)

挙手総員と認め、本案は許可とします。木村委員の復席を許可します。 (復席)

次に、第55号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

第55号議案をご説明いたしますので、議案書8ページをお願いいたします。 第55号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)、本議案は、農業 経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げます が、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとお り計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。

計画内容については、9ページから12ページまでをお願いいたします。申請件数は、14件です。畑32筆の面積合計3万6,054平方メートルの利用権設定でございます。

農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるも

	のでございます。
	本計画(案)でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に
	常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権
	の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと考えます。以上で
	ございます。
議長	それでは、本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。
	質疑ございませんか。
	(なし)
	質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとお
	り決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(挙手総員)
	挙手総員と認め、本議案は原案のとおり決定しました。
	次に、第56号議案「農用地利用集積計画の決定について(期間)」を上程し
	ます。事務局の説明を求めます。
事務局長	第56号議案をご説明いたしますので、議案書13ページをお願いいたしま
	す。
	第56号議案、農用地利用集積計画の決定について(期間)、本議案は、改正
	法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画
	することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。
	計画内容については、14ページをお願いいたします。今回の申請件数は、
	1件です。麦作期間の利用権設定でございまして、田1筆、面積は記載のとおり
	です。
	農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定及び基本構想の附則
	の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画(案)でございま
	すが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に
	対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備
	えるべき要件を満たしているものと考えます。以上でございます。
議長	本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ござい
	ませんか。
	(なし)
	質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとお
	り決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(挙手総員)
	挙手総員と認め、本議案は原案のとおり決定しました。次に、第57号議案
	「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を
1	

求めます。 事務局長 第57号議案をご説明いたしますので、議案書15ページをお願いいたしま す。 第57号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、本議案は、農地 法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請に ついて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、16ページをお願いいたします。申請件数は2件です。 引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおり です。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、敷 地拡張工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指 定区域です。地区担当は、福島委員でございます。 申請地位置図は、17ページをお願いいたします。4-1については、農用地 区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農 地であることから、第1種農地と判断いたしました。 第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地 拡張工事であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35 条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考え ます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限り においてないものと考えます。 次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申 請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、住 宅建築工事です。用途地域は、第一種住居地域です。地区担当は、小賀野委員で ございます。 申請地位置図は、18ページをお願いいたします。4-2については、用途地 域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。 第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしてお り、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにお いてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございま す。 議長 上程議案の整理番号1及び整理番号2について、地区担当委員からの報告を 求めます。はじめに、整理番号1について、福島委員の報告を求めます。 福島公博委 整理番号1について、4番福島が報告させていただきます。10月21日午後 1時頃、髙橋推進委員と現地確認をしました。 員 申請地の概要については議案書17ページ、4-1の地図をご覧ください。申 請地は仁手集落センターから南西へ約100メートルに位置しています。

申請目的は自己用住宅用地の敷地拡張です。申請者は、相続により父から申請地と隣地の住宅を取得しました。これまで市外に住んでいましたが、今回、住所地への転入手続きを進めたところ、住宅敷地の一部が農地のままであることがわかったとのことです。詳細を調べたところ、申請地は昭和60年の土地改良事業によって、農地のまま、住宅敷地の一部に組み入れられてしまっていたことがわかりました。

すでに土地改良事業は解散し、父も亡くなっていることから、相続者である申 請者から申請をするものです。

以上のことから、転用目的及び必要性はやむを得ないものと思われます。

申請地はすでに敷地の一部であり、周辺農地などに支障をきたす恐れもない ことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。

以上、ご報告いたします。

議長

整理番号2について、小賀野委員の報告を求めます。

小賀野委員

19番小賀野より報告させていただきます。10月19日午前8時30分頃、 出牛推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書 18ページ4-2の地図をご覧ください。

申請地は、国道462号線長浜町の交差点から南東方向へ約150メートルに位置しております。

申請目的は自己用住宅の建築でございます。今回、申請人は、自己の所有していた住宅を倉庫、事務所用地として売却したため、新たに自己用住宅の建築が必要になり今回の申請に至りました。

申請地周辺は、用途区域に指定され、宅地化が進んでいるため、転用にあたっては特に問題ないと思われます。

以上、報告いたします。

議長

本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、許可相当と することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

(举手総員)

挙手総員と認め、本議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。 次に、第58号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

第58号議案をご説明いたしますので、議案書19ページをお願いいたします。

第58号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地 法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請に ついて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

申請内容については、20ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転6件及び使用貸借権1件でございます。

引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、塩原委員でございます。

申請地位置図は、21ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号2でございます。20ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和5年3月24日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、塩原委員でございます。

申請地位置図は、22ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1 種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己 用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第 33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居 住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」 に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当 する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。

次に、整理番号3でございます。20ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、第一種住居地域です。地区担当は、永尾委員でございます。

申請地位置図は、23ページをお願いいたします。5-3については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号4でございます。20ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、24ページをお願いいたします。申請地の表記が2か所ございますが、下側の申請地が該当箇所でございます。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及 び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考 えます。

次に、整理番号5でございます。20ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。令和5年7月19日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、田端会長でございます。

申請地位置図は、25ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1 種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張工事であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。

次に、整理番号6でございます。20ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、26ページをお願いいたします。5-6については、農用地 区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で あることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及 び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考 えます。

最後に、整理番号7でございます。20ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、24ページをお願いいたします。上側の申請地が該当箇所でございます。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10~クタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及 び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考 えます。以上でございます。

議長

上程議案の整理番号1から整理番号7までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1及び整理番号2について、塩原委員の報告を求めます。

塩原廣一 委員

5番塩原が報告させていただきます。10月19日午後1時頃、戸塚推進委員 と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。申請地の概要については議案 書21ページ5-1の地図をご覧ください。

申請地は、沼和田センターから南東約300メートルに位置しております。申請目的は駐車場としての敷地拡張になります。受人は現在、申請地の北側に妻と母の3人で居住しています。

本年末に、海外出張していた長男家族が帰国し、申請人の家で同居する計画となっており、現在の駐車スペースに車が置ききれなくなるため、申請地を家族4人分の駐車場、これまでの駐車スペースを来客用として利用したいと考え、今回の申請に至りました。

以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。

また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。

引き続き、整理番号2について、報告させていただきます。10月22日午後

1時頃、戸塚推進委員と現地確認及び渡人より聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書22ページ5-2の地図をご覧ください。

申請地は沼和田センターから、西側水路を挟んだ場所に位置しております。申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。借受人と 貸渡人の関係は親子になります。

申請人は現在市外のアパートにて生活していますが、子供の成長とともに狭くなり、実家の周辺にて自己用住宅を建築したいと考え今回の申請に至りました。

以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。

農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。

議長

整理番号3について、永尾委員の報告を求めます。

永尾委員

5-3について、11番永尾より報告させていただきます。10月23日午前 11時頃、宮部推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案 書 23ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は旧児玉高校から北東約130メートルに位置しております。

申請目的は長屋住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は市内で工務店を経営しています。申請地は入居者の需要があり、採算性も見込みがあることから今回の申請に至ったとのことです。申請地西側の宅地部分に建物を建築し、申請地は入居者の駐車場として整備する計画となっています。

以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。

農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。

以上、ご報告いたします。

議長

整理番号4について、岡芹委員の報告を求めます。

岡芹委員

9番岡芹より報告させていただきます。10月20日午前10時10分頃、荒井推進委員、門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。申請地の概要については、議案書24ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は、長興寺より南東方向へ約200メートルに位置しております。申請地とその周辺は元々一つの農地でしたが、7区画に分筆し住宅用地として使用する予定です。周辺の状況は、申請地の南側と東側は市道を挟んで緑地、北側は農地、西側は市道を挟んで宅地が続いています。

恐れ入ります、議案書20ページにお戻りください。申請目的は、自己用住宅 用地としての所有権移転です。申請人は現在、現在、妻と1歳になる子供の3人 で借家に住んでいます。子どもが生まれ、何かと手狭で非常に不便を感じるようになってきたことなどから、通勤の便のよいところを探していましたところ、インターに近いこの土地に自己用住宅を建築したく申請に至ったものです。

以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。申請地周辺は 東側に工業団地、他の周辺は住宅が点在しています。周辺農地、農道及び水路な どに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思わ れます。以上、ご報告します。

議長

整理番号5について、私が議事進行のため、私に代わり倉野内推進委員からの報告を求めます。

倉野内推進 委員

田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。 10月23日午前 10時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案 書 25ページ5-5の地図をご覧ください。

申請地は、児玉桜井幼稚園から、北西約350メートルに位置しております。 申請目的は、資材置場用地としての所有権移転となっております。

受人は現在、申請地の北側で設備業を営んでいます。事業規模拡大により、申請地南側にある現在の資材置場では不足するため、敷地を拡張して、新たに資材置場として使用したいとのことです。

以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。

農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。

議長

整理番号6及び整理番号7について岡芹委員の報告を求めます。

岡芹委員

整理番号6について、9番岡芹より報告させていただきます。10月20日午前9時50分頃、門倉推進委員、荒井推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。

申請地の概要につきましては議案書26ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300メートルほどで、道路北側延命寺から東へ40メートルほどの場所で住宅地に位置しております。

恐れ入ります、議案書20ページにお戻りください。申請目的は業者を介しての売買です。現在、申請人は賃貸住宅に家族4人で住んでいます。子供の成長とともに手狭になり、住宅を建築したいと考えていました。土地を探していましたところ、勤務先が都内であるため駅に近く通勤に便利であることや、実家も比較的近く住宅環境もよいことから自己用住宅用地として申請に至ったものです。

申請地周辺の状況は、四方が住宅地に囲まれた場所で、付近の農地に支障をき

たす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。

続きまして、整理番号7について報告いたします。10月20日午前10時25分頃、荒井推進委員、門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。

申請地の概要につきましては議案書24ページ5-7の地図をご覧ください 申請地は今井金鑚神社交差点から、東へ約100メートル進んだ長興寺駐車 場の西側に位置しております。周辺の状況は申請の東側は長興寺駐車場、北側は 墓地、西側は住宅地に接しています。

恐れ入ります、議案書20ページにお戻りください。申請目的は、自己用住宅 用地です。申請人は、家族3人で実家で同居していましたが、子供も大きくなり 手狭になったので市内で場所を探したところ、渡人の所有地を譲っていただけ ることになり申請に至りました。

転用目的及び必要性は妥当であると思われます。申請地周辺は、宅地化が進んでいるため、農地を分断し、集団性に支障を生じないこと、周辺農地や農道及び水路に支障をきたす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、報告いたします。

議長

本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、許可相当と することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

(举手総員)

挙手総員と認め、本議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。 次に、第59号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

第59号議案をご説明いたしますので、議案書27ページをお願いいたします。

第59号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、本議案は、本庄農業振興地域整備計画に対し提出された農用地利用計画の変更に係る申出書について、本庄市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別冊「本庄農業振興地域整備計画の変更について」のとおり計画を変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

申出内容については、別冊の1ページをお願いいたします。農用地区域からの 除外2件となっています。

農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落

地域の振興を図るため、農家住宅等集落の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従い、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっており、除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。

今回の事案番号1及び事案番号2の農用地区域からの除外については、除外が可能である目的の既存施設の拡張及び分家住宅の申出となっています。

引き続き、事案番号1をご説明いたしますので、3ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、小島地内の田3筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、堆肥舎、堆肥資材置場及び露天駐車場の増設です。4ページ、「変更後の使用目的に係る資料」及び5ページ「除外理由書」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、「本庄北部土地改良区」及び「上里幹線土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」及び「建築基準法第51条ただし書き許可」となっております。6ページが「位置図」、7ページが「付近案内図」、8ページが「農用地区域図」で、緑色の着色が農用地区域で青地の農地となります。9ページ及び10ページが「公図の写し」となります。

当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、11ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2をご説明いたしますので、13ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。14ページ、「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、「金屋土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。15ページが「位置図」、16ページが「付近案内図」、17ページが「農用地区域図」、18ページが「公図の写し」となります。

当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、19ページが事業計画図となります。以上でございます。

議長

本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり変更することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数と認め、本議案は、原案のとおり変更することに「同意」で、本庄市 長に回答します。

以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。

事務局長

はじめに、報告第52号をご説明いたしますので、議案書28ページをお願い いたします。

報告第52号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。届出内容については、29ページ及び30ページをお願いいたします。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第53号をご説明いたしますので、議案書31ページをお願いたします。

報告第53号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、32ページをお願いいたします。専決処分件数は、5件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第54号をご説明いたしますので、議案書33ページをお願いいたします。

報告第54号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、 農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したの でご報告いたします。受理件数は、1件です。

報告書は34ページ及び35ページのとおりとなっております。農地所有適格 法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上 の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」

「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。

	続きまして、報告第55号をご説明いたしますので、議案書36ページをお願
	いいたします。
	報告第55号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の
	賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。
	通知内容については、37ページをお願いいたします。受理件数は、2件です。
	農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書
	の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした
	者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でご
	ざいます。以上でございます。
議長	以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべ
	て終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがと
	うございました。
事務局長	ありがとうございました。
	次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。
	(事務局長説明)
	以上をもちまして、令和5年第10回本庄市農業委員会総会を閉会いたしま
	す。大変、お疲れさまでございました。
事務局長	うございました。 ありがとうございました。 次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。 (事務局長説明) 以上をもちまして、令和5年第10回本庄市農業委員会総会を閉会いたしま

令和5年第10回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿										
	開催日	令和5年10月25日(水)								
開催場所		本庄市役所 大会議室								
開会時刻		午後2時								
閉会時刻		午後3時								
会 長		田端 講一								
会長代理		細野 俊文								
議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況				
1	細野 俊文	出席		藤田	粂原 直樹	出席				
2	関根 清	欠席		仁手	吉田 芳昭	出席				
3	金井 章夫	出席		一十	髙橋 公仁	出席				
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席				
5	塩原 廣一	出席		旭	亀田 伸一郎	出席				
6	塩原 茂夫	出席			内田 信哉	出席				
7	福田 武久	出席		北泉	荒井 康男	出席				
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席				
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席				
10	宮部 延一	欠席		汽玉	宮部 豊徳	出席				
11	永尾 路子	出席			倉野内 浩	出席				
12	田島 敏包	出席	\bigcirc	金屋	鈴木 幹雄	欠席				
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席				
14	鳥澤 和子	出席			福田 光男	出席				
15	鈴木 良美	出席	\circ	秋平	清水 辰雄	出席				
16	間正 始	出席		1	根岸 正一	出席				
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席				
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席				
19	小賀野 昇	出席			新井 明夫	欠席				
本庄	細野 林之助	出席		共和	出牛 康	出席				
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席				
源 四	福島 正紹	出席								

説明員

事務局長 中西 太 局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人 佳紘 総務係長 飯川 農地調整係主任 新井 靖子 農地調整係主事 江森 憲太 総務係主任 大和亜寿未 支所環境産業課産業係主査 今井

書記

局長補佐兼農地調整係長

高群 邦人